

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 頁三
- 青少年に有害な図書類として指定する件 頁三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件十二件 頁三
- 地籍調査の成果について認証した件三件 頁三
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 頁三
- 道路の区域を変更する件三件 頁三
- 福島海区漁業調整委員会 頁三
- 漁業法により指示する件 頁三

告 示

福島県告示第七百四十九号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二四二	カイとカイサのぼうげん	作・絵 エルサ・ベスコフ 発行所 福音館書店	推奨対象 幼児及び小学生（低学年及び中学生）

二四三	耳の聞こえないメジャー リーガー ウィリアム・ホイ	文 ナンシー・チャールズ ニン 絵 ジェズ・ツヤ 訳 齊藤洋 発行所 光村教育図書	推奨対象 小学生（低学年、中学生及び高学年）
二四四	物語ること、生きること	著 上橋菜穂子 構成・文 瀧晴巳 発行所 講談社	推奨対象 小学生（高学年）、中学生、高校生及び青年

（こども・青少年政策課）

福島県告示第七百五十号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六六〇〇	雑誌	ナックルズ 極ベスト vol.20 (68518-84)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長するおそれがある。 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

（こども・青少年政策課）

福島県告示第七百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四三番地六ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市朋免二ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂一三〇番ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂一三一番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー

株式会社デンコードー

(変更後) 株式会社デンコードー

株式会社デンコードー

代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑一二四番ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地

(変更後) 株式会社ダイユーエイト
代表取締役 井上 元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番一〇号

(変更後) 株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

- 代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
- 三 変更した年月日
- 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 平成二十四年七月一日
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成二十五年六月二十五日
- 四 届出年月日
平成二十九年十一月二十日
- 五 届出をした者
株式会社ダイユーエイト
株式会社デンコードー
- (商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑二二四番ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
(変更後)
株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- (変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
- (変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
- 三 変更した年月日
平成二十九年六月三十日
- 四 届出年月日
平成二十九年十一月二十日
- 五 届出をした者
株式会社ダイユーエイト
株式会社デンコードー
- (商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八四番地一ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番一〇号
(変更後)
株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番一〇号
(変更後)
株式会社デンコードー

代表取締役 井上 惠右
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日
 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 平成二十四年七月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成二十五年六月二十五日

四 届出年月日
 平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者
 株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十二月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八四番地一ほか

二 変更した事項
 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社デンコードー
 代表取締役 井上 惠右
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
 (変更後) 株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社デンコードー
 代表取締役 井上 惠右
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
 (変更後) 株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日
 平成二十九年六月三十日

四 届出年月日
 平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者
 株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十二月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか

二 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社デンコードー
 代表取締役 井上 惠右
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
 (変更後) 株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日
 平成二十九年六月三十日

四 届出年月日
 平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者
 株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

株式会社デンコードー
 代表取締役 岡田 義則
 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

福島県告示第七百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四八〇番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

（変更後）株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

（変更後）株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

（商業まちづくり課）

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田一二五番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社アラジンホールディングス
代表取締役 吉村 聖二

（変更後）株式会社アラジンホールディングス
代表取締役 吉村 圭三

福島県郡山市島二丁目三二番二四号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

（変更後）株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日

平成二十九年五月三十一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成二十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者

株式会社アラジンホールディングス

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地

三 変更した年月日
平成二十九年六月三十日

四 届出年月日
平成二十九年十一月二十日

五 届出をした者
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年十二月一日

一 調査を行った者の名称
福島県知事 内堀 雅雄

二 成果の名称
国見町
国見町大字塚野目及び徳江の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百六十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年十二月一日

一 調査を行った者の名称
福島県知事 内堀 雅雄

二 成果の名称
国見町
国見町大字西大枝の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、柳津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年十二月一日

一 調査を行った者の名称
福島県知事 内堀 雅雄

二 成果の名称
柳津町
柳津町大字久保田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百六十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

平成二十九年年度皆伐面積の残存許容限度(単位 ヘクタール)

同一の単位とされる保安林等の名称

残存許容限度

宇多川水源かん養保安林 二二・四

宇多川土砂流出防備保安林 九九・七五

宇多川干害防備保安林 一・〇二

新田川水源かん養保安林 七〇四・五一

新田川土砂流出防備保安林 二八三・七五

新田川干害防備保安林 一二・五〇

請戸川水源かん養保安林 七一〇・四五

請戸川土砂崩壊防備保安林 三一・三〇

請戸川干害防備保安林 〇・一〇

請戸川土砂崩壊防備保安林 一〇〇・六〇

木戸川水源かん養保安林 一三〇・〇四

木戸川土砂流出防備保安林 二二五・八九

- 木戸川防風保安林 四・三九
- 夏井川下流水源かん養保安林 一、二六八・五八
- 夏井川下流土砂流出防備保安林 三二四・四〇
- 夏井川下流干害防備保安林 二一・三五
- 鮫川下流水源かん養保安林 七九・二九
- 鮫川下流土砂流出防備保安林 七三・八八
- 福島北東地区水源かん養保安林 一、三四二・五一
- 福島北東地区土砂流出防備保安林 三六一・四二
- 福島北東地区干害防備保安林 二・三〇
- 福島南西地区水源かん養保安林 四五三・三四
- 福島南西地区土砂流出防備保安林 九六・六三
- 郡山地区水源かん養保安林 一、六六三・一七
- 郡山地区土砂流出防備保安林 六九・三五
- 郡山地区干害防備保安林 一六・〇〇
- 郡山地区水害防備保安林 〇・三〇
- 夏井川上流水源かん養保安林 一、二四・三四
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 一九・五〇
- 夏井川上流干害防備保安林 七・三〇
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 一、二六〇・八一
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 九〇・二〇
- 石川地区水源かん養保安林 一・八〇
- 石川地区土砂流出防備保安林 三・一〇
- 石川地区干害防備保安林 三・八〇
- 鮫川上流水源かん養保安林 二五・〇五
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 三六・五一
- 鮫川上流干害防備保安林 八・〇五
- 久慈川水源かん養保安林 四二・六〇
- 久慈川土砂流出防備保安林 二四〇・五一
- 久慈川干害防備保安林 一・一〇
- 猪苗代地区水源かん養保安林 八七九・〇九
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 二二一・五〇
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 六三二・八九
- 松原地区土砂流出防備保安林 一・三五
- 濁川水源かん養保安林 一、三〇八・八八
- 濁川土砂流出防備保安林 一〇六・五五
- 濁川干害防備保安林 一・五五
- 阿賀川下流水源かん養保安林 六二五・五一
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 二四〇・九四
- 阿賀川下流干害防備保安林 一四・七五

- 阿賀川中流水源かん養保安林 一、七六九・八四
 - 阿賀川中流土砂流出防備保安林 二八九・一〇
 - 阿賀川中流防風保安林 〇・一〇
 - 阿賀川中流干害防備保安林 二・九〇
 - 只見川下流水源かん養保安林 二、〇九六・二五
 - 只見川下流土砂流出防備保安林 三三八・三〇
 - 只見川下流干害防備保安林 一二・九五
 - 阿賀川上流水源かん養保安林 二、六八四・一三
 - 阿賀川上流土砂流出防備保安林 一、二五五・一二
 - 阿賀川上流土砂流出防備保安林 四、四六〇・五〇
 - 只見川上流水源かん養保安林 六二四・六二
 - 只見川上流土砂流出防備保安林 一四・三〇
 - 只見川上流干害防備保安林 七三・五五
 - 浜通り地区保健保安林 四五・〇五
 - 中通り地区保健保安林 四四・九〇
 - 会津地区保健保安林 二四四・九〇
- (森林保全課)

福島県告示第七百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十九年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道十日 市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字小川 字中屋敷二番地先から 同 郡同 村大字小川 字中田一一一番二地先 まで	変更前 変更後	一五・七 一六・七	三九・七
		変更前 変更後	一一・三 一一・四	三九・七

(道路計画課)

福島県告示第七百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で平成二十九年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 三春線	田村郡三春町大字平沢 字高戸屋三九番一地从 先から	変更前 変更後	八・〇〇〃 九・〇〇〃	七八・五
	同 郡同 町大字平沢 字高戸屋一七五番二地 先まで	変更前 変更後	九・〇〇〃 一〇・五〇〃	七八・五

(道路計画課)

福島県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松熱塩 温泉自転 車道線	喜多方市豊川町米室字 四条川原三三番二地先 から	変更前 変更後	三・〇〇〃 三・〇〇〃	三三三・一
	同 市豊川町米室字 四条川原三六番三地从 先まで	変更前 変更後	三・〇〇〃 三・〇〇〃	三三三・一
		変更前 変更後	一四・〇〇〃 一四・〇〇〃	三三三・一

(道路計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。
平成二十九年十二月一日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳 弘

- 一 指示の内容
 - 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までとする。